

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

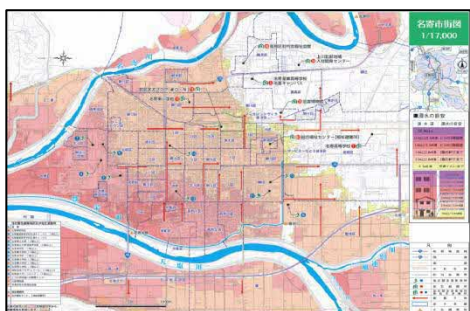
(1) 地域の災害リスク

(洪水：名寄市防災ハザードマップ)

名寄市の名寄地区には西側に一級河川の天塩川と東側に名寄川が流れており、天塩川と名寄川が氾濫した場合の浸水想定区域は、名寄市防災ハザードマップによると、国道40号沿線の中心市街地及び郊外の商業施設が集中しているショッピングセンター周辺では0.5～3mの浸水域とされている。名寄地区の小規模事業者の約92%が0.5～3mの浸水域、約6%が3～5mの浸水域、天塩川・名寄川付近にある約1%が5～10mの浸水域に位置している。

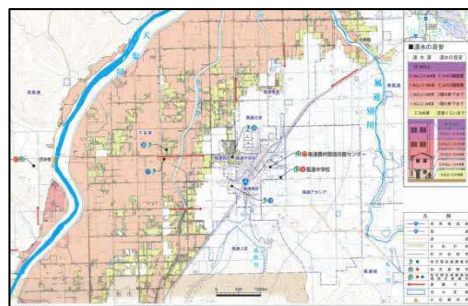
風連地区には西側に一級河川の天塩川と東側に風連別川が流れており、天塩川と風連別川が氾濫した場合の浸水想定区域は、名寄市防災ハザードマップによると、国道40号沿線の中心市街地は0.5m未満の浸水域とされており、西側の主に農作地帯となっている場所の一部が3～5mの浸水域とされている。風連地区の小規模事業者の93%にあたる99事業所が0.5m未満の浸水域に位置しており、建設業等の4事業所が0.5～3mの浸水域、飲食業や小売業の3事業所が3～5mの浸水域に位置している。

○名寄地区



(出典：名寄市防災ハザードマップ)

○風連地区



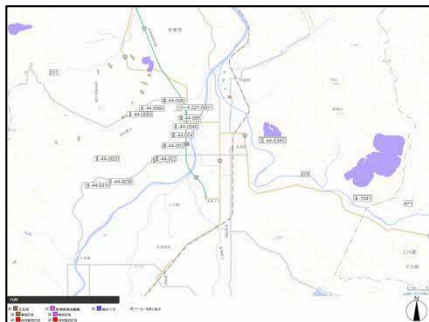
(出典：名寄市防災ハザードマップ)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、砺波地区に土石流警戒区域が複数箇所あり、智恵文や旭東に地すべりの警戒区域がある。

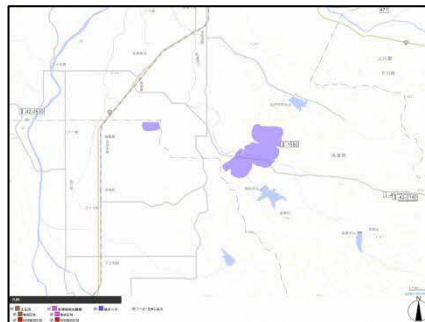
また、風連地区の東側に位置する日進に、急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所がある。日進地区には小売業をはじめとした小規模事業者が3事業所あるが、警戒区域とは離れているため早急な対策は必要ないが、今後災害発生時の対策が必要になると考えられる。

○名寄地区



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

○風連地区



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

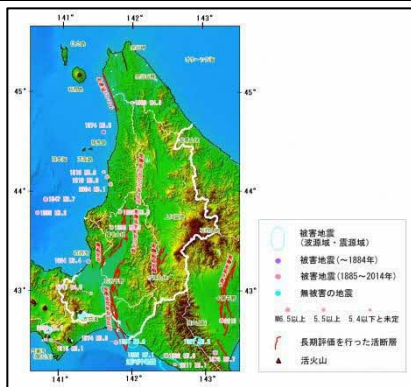
名寄市に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると6個の断層帯による地震が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのは「増毛山地東縁断層帯」となっており、震度5弱の地震が想定されているが、発生確率は0.6%となっている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確立が0.3%以下となっているが、2013年の十勝沖地震では震度2の地震が1回、2018年の胆振東部地震では震度3の地震が1回発生しているなど、定期的に地震が発生しているため、警戒が必要である。

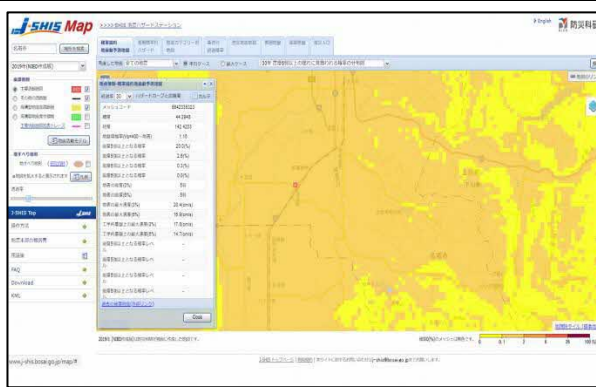
また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、市内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
十勝平野断層帯	主部	8.0程度	0.1%~0.2%
	光地園断層	7.2程度	0.1%~0.4%
富良野断層帯	西部	7.2程度	ほぼ0%~0.03%
	東部	7.2程度	ほぼ0%~0.01%
増毛山地東縁断層帯・ 沼田-砂川付近の断層帯	増毛山地東縁断層帯	7.8程度	0.6%以下
	沼田-砂川付近の断層帯	7.5程度	不明
当別断層帯		7.0程度	ほぼ0%~2%
石狩低地東縁断層帯	主部	7.9程度	ほぼ0%
	南部	7.7程度以上	0.2%以下
サロベツ断層帯		7.6程度	4%以下
幌延断層帯		活断層ではないと判断される	

(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震ハザードステーション)

(その他)

名寄市では、これまでも暴風雨による数々の水害に見舞われてきた。特に平成26年8月4日～5日の大雨において多大な被害を及ぼした。この大雨により、建物被害が79棟以上のぼり、農業被害も莫大となった。

なお、名寄市の気候環境は内陸部特有の寒暖が厳しく、最高気温は真夏で30℃前後、最低気温は1月下旬頃の厳寒期でマイナス30℃と、温度差は60℃にも及ぶのが特徴である。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害(ha)	土木被害(ヶ所)	その他の被害	被害総額
H4. 7. 30 ～7. 31	水害	低気圧による豪雨 降雨量 150mm	床下浸水 1	田 10 畑 74	道路 4		1 億円
H16. 9. 8	風害	台風 18 号による 風害 最大瞬間風速 32.7m	一部 51	田 985 畑 129	人的被害 2 名 (軽傷) 農業施設 431 ヶ所 停電被害 300 世帯 文教施設 3 ヶ所 倒木 27 ヶ所 約 440 本		3 億 7000 万円
H26. 8. 4 ～8. 5	水害	低気圧による豪雨 降雨量 153.5mm	床上浸水 1 床下浸水 78	—	—	—	—

(出典：名寄市地域防災計画)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

○名寄商工会議所 地区

- ・商工業者数 1, 259人 (H26 経済センサス)
- ・小規模事業者数 910人 (H26 経済センサス)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	84	75	市内に広く分散
	製造業	53	47	市内に広く分散
	卸・小売業	318	203	市内中心部に多い
	宿泊・飲食業	203	153	市内中心部に多い
	サービス業・その他	601	432	市内に広く分散
合計		1, 259	910	

○風連商工会 地区

- ・商工業者数 115人（独自データ）
- ・小規模事業者数 107人（H26 経済センサス）

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工 業者	建 設 業	21	17	市街地に集中
	製 造 業	6	5	〃
	卸 ・ 小 売 業	25	24	〃
	宿 泊 ・ 飲 食 業	15	15	〃
	サ-ビス業・その他	48	46	町内に広く分散
	合 計	115	107	

(3) これまでの取組

1) 名寄市の取組

項 目	年 月	備 考
名寄市防災会議条例	H18.3	
名寄市地域防災計画	H19.3	
防災訓練の実施	H30.7	防災訓練・セミナーの実施
	R元.7	防災訓練・セミナーの実施
防災備品の備蓄	—	備蓄目標 2,000人分×3日分 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等

2) 名寄商工会議所の取組

項 目	年 月	備 考
災害復旧貸付の周知	R元.12	HP等
事業継続計画について周知	R2.3	小冊子配布
避難訓練の実施	R2.6	駅前交流プラザよろーな訓練への参加

3) 風連商工会の取組

項 目	年 月	備 考
事業継続計画について周知	R元.9	
損害保険への加入促進	R元.10	チラシ配布
避難訓練の実施	R元.10	地域交流センターの避難訓練参加
災害復旧貸付制度の周知	R2.4	文書配布

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、名寄商工会議所・風連商工会と名寄市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

名寄商工会議所 地区分

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	84	75	2	2	2	2	2
製造業	53	47	2	2	2	2	2
卸・小売業	318	203	2	2	2	2	2
宿泊・飲食業	203	153	2	2	2	2	2
サービス業・その他	601	432	2	2	2	2	2
合 計	1,259	910	10	10	10	10	10

風連商工会 地区分

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	21	17	1	1	1	1	1
製造業	6	5	1	1	1	1	1
卸・小売業	25	24	1	1	1	1	1
宿泊・飲食業	15	15	1	1	1	1	1
サービス業・その他	48	46	1	1	1	1	1
合 計	115	107	5	5	5	5	5

※策定目標については、名寄商工会議所・風連商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域並びに土砂災害警戒区域を優先し、名寄商工会議所地区については、2期目以降から徐々に策定目標を増やしおおむね10期（50年）、風連商工会地区についてはおおむね4期（20年）で全ての小規模事業者が策定するよう設定した。

○実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うた	職員会議及び	年1回

けた体制づくり	めの職員の育成と連携を図る	勉強会の開催	
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

・名寄商工会議所・風連商工会と名寄市の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

名寄市	名寄商工会議所・風連商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を名寄商工会議所・風連商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 名寄商工会議所・風連商工会自身の事業継続計画の作成

- ・名寄商工会議所・風連商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

○名寄商工会議所 区分

業種	商工業者数 (経済センサス)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数					
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7	
建設業	84	75	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
製造業	53	47	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
卸・小売業	318	203	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
宿泊・飲食業	203	153	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
サービス業・その他	601	432	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	1,259	910	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

○風連商工会 区分

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数					
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7	
建設業	21	17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
製造業	6	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
卸・小売業	25	24	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宿泊・飲食業	15	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サービス業・その他	48	46	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	115	107	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（水害等）が発生したと仮定し、名寄市地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ名寄市産業振興課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②SNS（LINE・メッセージ）③メール（ショートメール・Eメール等）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・名寄市災害対策本部の方針に従い、名寄市産業振興課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・市内に隣接する河川で氾濫危険情報が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・市内に隣接する河川で氾濫警戒情報が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・市内に隣接する河川で氾濫注意情報が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、名寄商工会議所・風連商工会と名寄市は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

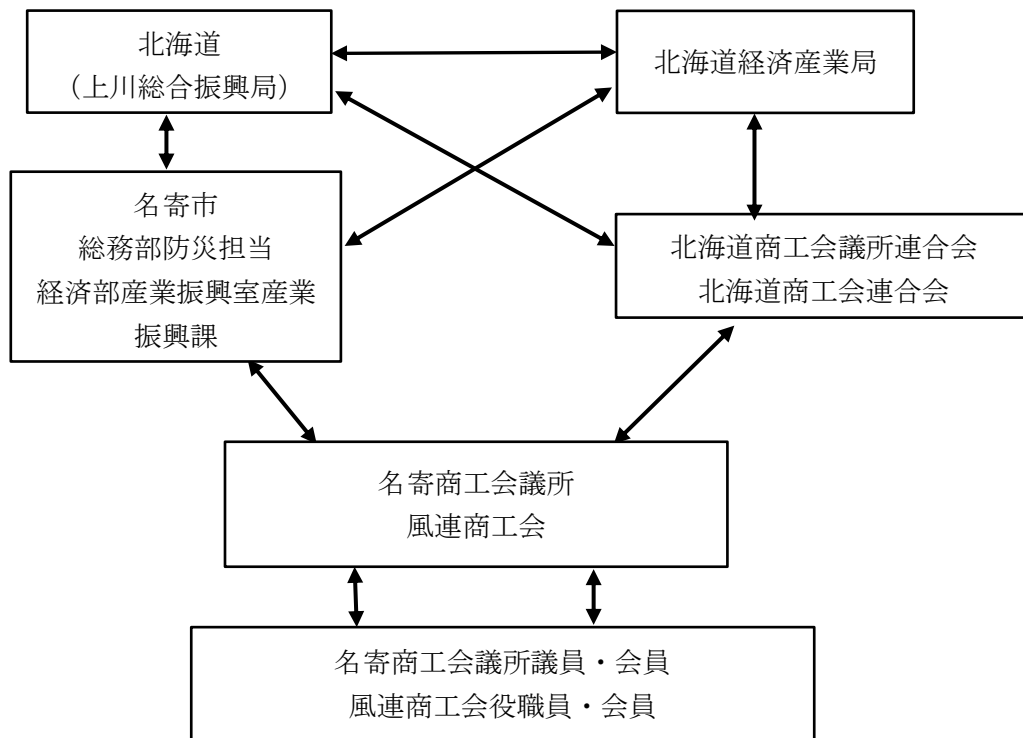
- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生への恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・名寄商工会議所・風連商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ市と定めた方法により確認する。
- ・名寄商工会議所・風連商工会と名寄市が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、上川総合振興局及び北海道商工会議所連合会・北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ名寄市と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について名寄市と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

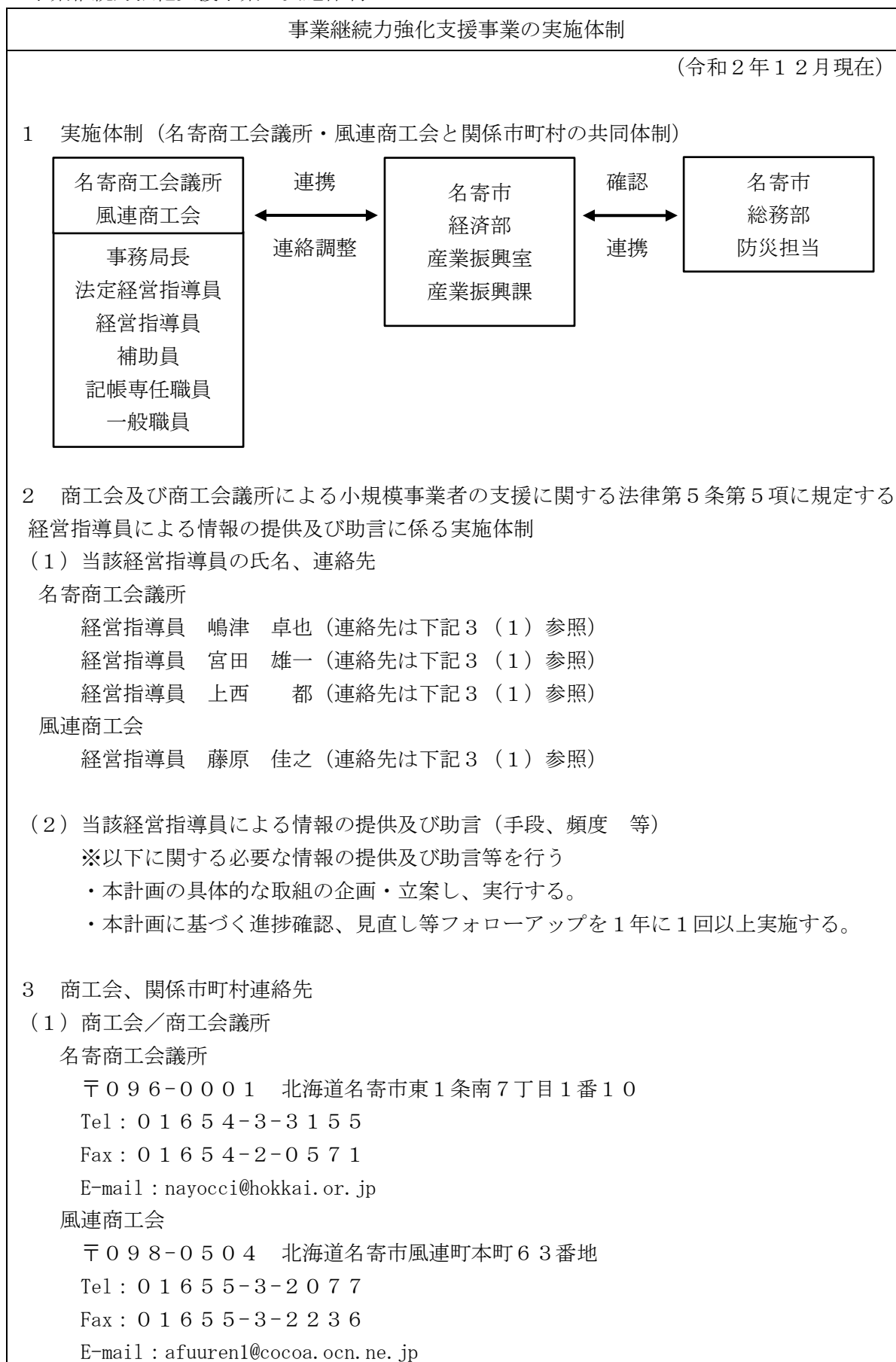
- ・名寄市の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会議所連合会・北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、名寄商工会議所・風連商工会及び名寄市のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 関係市町村

名寄市経済部産業振興室産業振興課

〒096-8686 北海道名寄市大通南1丁目1番地

Tel : 01654-3-2111

Fax : 01654-2-4614

E-mail : ny-sangyo@city.nayoro.lg.jp

4 その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、名寄市補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。